

House-View Spot Report

FOMC Review 25年9月

The logo for IFA Leading, featuring the text "IFA Leading™" in a bold, black, sans-serif font. The text is positioned to the left of a large, white, three-dimensional sphere that has a subtle gradient and a soft shadow, giving it a floating appearance.

IFA Leading™

Asset Management
with Higher Transparency.

IFA Leading is a financial institution with solid knowledge and ethical attitudes. We pursue truly better financial service through constant reflections and actions. We believe that asset management should make your aspirations come true by not only leveraging your capital but also by understanding your life stories and social trends.

We promise you to protect your assets and make sure you know all the reasoning behind our actions, to guide you through to make truly satisfying decisions. We will always be there as your closest advisor to support your life plans and financial goals. Financial service to enrich your future and our society.

■ 労働市場のリスクを管理するため0.25%の利下げを実施

- FOMC声明文では雇用の下振れリスクの高まりを明記
- 四半期に一度公表される経済見通しは成長率が上方修正された
- ドットチャートはFOMC参加者が必ずしもハト派的ではないことを示唆

政策金利を0.25%引き下げた

2025年9月16日～17日（現地時間）にかけて開催された連邦公開市場委員会（FOMC）では、[政策金利（フェデラル・ファンドレート）が0.25%引き下げられた（誘導目標は4.00%～4.25%）。](#)

前回7月会合で反対票（0.25%の利下げを主張）を投じたウォラー理事とボウマン副議長は今回は賛成票を投じたが、[新たに指名されたミラン理事は0.50%の利下げを主張し反対票を投じた（ミラン理事はトランプ大統領の側近）。](#)

FOMC声明文では、雇用の下振れリスクの高まりを明記

FOMC声明文では、[雇用の下振れリスクが高まったことを重視して利下げに踏み切ったことが窺える。](#)前回声明文で「両サイドのリスク（労働市場の悪化と物価上昇）に注意」とされていた部分が、[「両サイドのリスクに注意を払うが、雇用の下振れリスクが高まったと判断」に変更された。](#)また、「リスクバランスの変化（雇用の下振れリスクの高まり）を踏まえて」利下げを実施することが明記された。

一方、依然としてインフレを警戒していることも示唆された。前回声明文では「インフレはやや高止まり」と記載されていたが、[今回は「インフレが上昇（moved up）し、やや高止まり」に変更され、インフレの悪化を明示した。](#)

SEPでは経済見通しが引き上げられた

四半期に一度公表される米国経済の見通し（Summary of Economic Projections：SEP）では、経済成長率が上方修正され、物価（個人消費支出デフレーターと同コアデフレーター）は、2025年は据え置かれたが、2026年の見通しは引き上げられている。

【FOMC参加者の米国経済の見通し（中央値）】

指標	時点	2025年	2026年	2027年	2028年	長期
実質GDP成長率	25年9月	1.6	1.8	1.9	1.8	1.8
	25年6月	1.4	1.6	1.8	-	1.8
失業率	25年9月	4.5	4.4	4.3	4.2	4.2
	25年6月	4.5	4.5	4.4	-	4.2
個人消費支出（PCE）デフレーター	25年9月	3.0	2.6	2.1	2.0	2.0
	25年6月	3.0	2.4	2.1	-	2.0
PCEコアデフレーター	25年9月	3.1	2.6	2.1	2.0	-
	25年6月	3.1	2.4	2.1	-	-
政策金利	25年9月	3.6	3.4	3.1	3.1	3.0
	25年6月	3.9	3.6	3.4	-	3.0

注：2025年9月時点。赤字は前回から修正された値。2028年の見通しは今回初めて発表
出所：FRB、Bloombergのデータをもとに当社作成

経済環境の変化に柔軟に対応する方針へと変化した可能性

必ずしも利下げを支持する参加者が多いわけではない

年内の追加利上げは1回を見込む

声明文で雇用の下振れリスクが強調されたにも関わらず、経済見通しで失業率の中央値がむしろ引き下げられているという矛盾は、①失業率の数字以上に労働市場を弱いとみている、あるいは、②FOMCメンバーが経済環境の変化に応じて、より柔軟に対応する方針へと転じた、この2つの可能性が考えられる（おそらく後者の意味合いが強い）。

FOMCメンバーの政策金利見通し（ドットチャート）は、前回6月よりもハト派に転換している。中央値としては年内2回の利下げ（合計0.50%）が予想され、2026年と2027年もそれぞれ0.25%の利下げが続く見通しとなっている（下図参照）。しかし、19名の政策金利見通しの詳細を確認するとFOMC参加者の意見が大きく割れており、必ずしも積極的に利下げを実施するハト派的なメンバーが多いわけではないことが分かる。

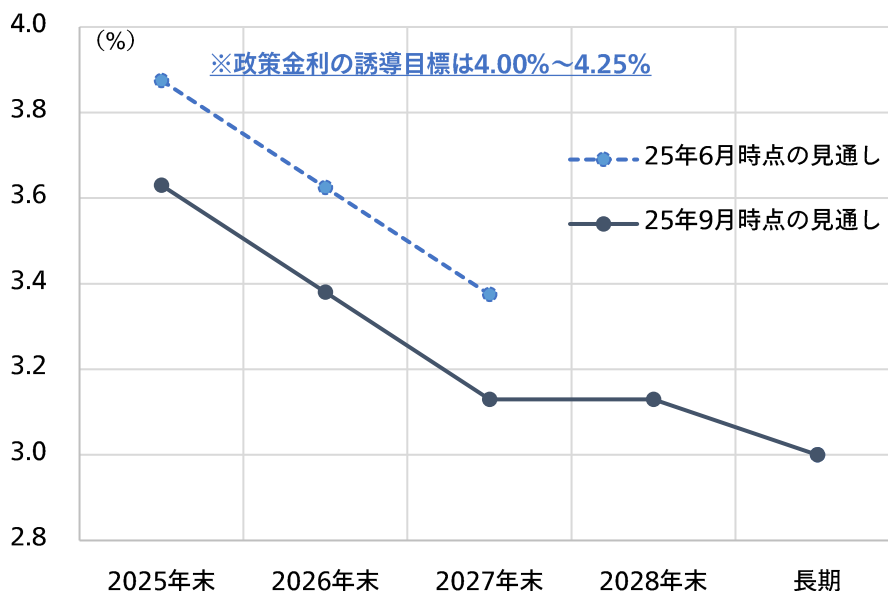
FOMCメンバーのほぼ半数は年内「あと1回（2名）」か「追加利下げなし（6名）」とみている（0.25%の利上げが1名いる）。他方、9名は0.50%の利下げを、1名（ミラン理事と考えられる）は1.25%の大幅利下げを予想している状況である。

パウエルFRB議長は記者会見で、関税による物価の押し上げが持続的なものとならないようにすることが重要との認識を示し、追加利下げは会合毎に判断すると説明した。また、今回の利下げは、「リスク管理の利下げ」であることを認めた。

今回のFOMCは、金融市場が想定するほど、FRBがハト派的な金融政策を指向しているわけではないことを示唆したと考える。先述した声明文とSEPとの矛盾は、経済見通しを巡る不確実性の高さや、FOMCメンバー内に幅広く多様な見解が存在することを反映している。

我々は、FRBが引き続き関税によってインフレが再燃するリスクに配慮する必要があること、SEP（経済見通し）で示されたように米国経済が底堅い成長を維持する可能性などに鑑みれば、FRBの追加利下げは年内1回に留まるとみている。

【ドットチャート（政策金利の見通し）】



注：2025年9月時点。2028年の見通しは今回初めて発表
出所：FRB、Bloombergのデータをもとに当社作成

Disclaimers

- ・本資料は、有価証券の購入又は売却を勧めるものではありません。また本資料によって何らかの行動を勧誘するものでもありません。
- ・本資料は、株式会社 IFA Leadingが一般的な情報を提供することを目的としています。これは推奨に該当するものではなく、特定の投資目的、財務状況又は要望を考慮しているものではありません。
- ・本資料に基づき行動をする場合は、その前にそれらがお客様の特定の状況に当てはまるか否かを考慮に入れるべきであり、必要とあれば専門家の助言を求めてください。
- ・本資料において引用されておりますものは、税務あるいは会計あるいは法律上の助言を提供するものではなく、行おうとする投資やご提案についてご自身の税務あるいは会計あるいは法律顧問に相談されるようにお勧め申し上げます。なお本資料の内容は予告なく変更される場合があります。
- ・本資料のいかなる部分も、当社の事前の書面による同意を得ることなくいかなる方法による複写、写真複製、又は再配布も許されません。
- ・本資料に記載されかつ添付されている情報は、秘密、法律上の秘匿特権、又はその他の保護の対象になっている可能性があり、また受取者による使用のみが意図されています。
- ・当該資料の第三者への配布又はそれに基づいていかなる行為を行なうことも明確に禁止されていることに、ご注意下さいますようお願いいたします。

金融商品取引法に基づく表示 広告等の規制(金融商品取引法第66条の10) 及び商号等の明示(金融商品取引法第66条の11)

①広告等の規制（金融商品取引法第66条の10）

金融商品仲介業者の商号 株式会社IFA Leading

登録番号

金融商品仲介業者 関東財務局長（金仲）第959号

金融商品取引業者（投資助言・代理業） 関東財務局長（金商）第3422号※

加入協会 一般社団法人日本投資顧問業協会

※弊社の投資助言・代理業務は、スマートプラス社に対する投資助言に限ります。

【手数料等について】

商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等（例えば、国内の金融商品取引所に上場する株式（売買単位未満株式を除く。）の場合は約定代金に対して所属金融商品取引業者等ごとに異なる割合の売買委託手数料、投資信託の場合は所属金融商品取引業者等および銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費等）をご負担いただく場合があります（手数料等の具体的上限額および計算方法の概要は所属金融商品取引業者等ごとに異なるため本書面では表示することができません。）。債券を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみお支払いいただきます（購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。）。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、または異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて所属金融商品取引業者等ごとに決定した為替レートによるものとします。

【リスクについて】

各商品等には株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等および有価証券の発行者等の信用状況（財務・経営状況含む。）の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ（元本欠損リスク）、または元本を超過する損失を生ずるおそれ（元本超過損リスク）があります。

なお、信用取引またはデリバティブ取引等（以下「デリバティブ取引等」といいます。）を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金または証拠金の額（以下「委託保証金等の額」といいます。）を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格または指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ（元本超過損リスク）があります。

上記の手数料等およびリスク等は、お客様が金融商品取引契約を結ぶ所属金融商品取引業者等の取扱商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客様向け資料等をよくお読みください。

②商号等の明示（金融商品取引法第66条の11）

< 所属金融商品取引業者等 >

楽天証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号

【加入協会】日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、日本商品先物取引協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

あかつき証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第67号

【加入協会】日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号

【加入協会】日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人日本STO協会

マネックス証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第165号

【加入協会】日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人日本暗号資産等取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

Jトラストグローバル証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第35号

【加入協会】日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

株式会社スマートプラス 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第3031号

【加入協会】日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

- ・弊社は所属金融商品取引業者等の代理権を有していません。
- ・弊社は、いかなる名目によるかを問わず、その行う金融商品仲介業に関して、お客様から金銭若しくは有価証券の預託を受けることはありません。
- ・所属金融商品取引業者等が二以上ある場合、お客様が行おうとする取引につき、お客様が支払う金額または手数料等が所属金融商品取引業者等により異なる場合は、商品や取引をご案内する際にお知らせいたします。
- ・所属金融商品取引業者等が二以上ある場合は、お客様の取引の相手方となる所属金融商品取引業者等の商号または名称を商品や取引をご案内する際にお知らせいたします。

IFA Leading Managed Accountに関するご留意事項

■口座開設・お取引に関するご留意事項

- ・スマートプラスでお取引いただくこととなった際には、各商品等に所定の手数料や諸経費等をご負担いただく場合があります。
- ・株式のお取引については、株価の下落により損失を被ることがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により損失を被ることがあります。投資信託のお取引についても基準価額の下落等により損失が生じる恐れがあります。
- ・為替取引を伴う外国証券の取引については、前述に加えて為替相場の変動による損失を被ることがあります。
- ・レバレッジ型・インバース型ETFは運用にあたっての諸費用等により対象とする原指標と基準価格に差が生じる場合があります、中長期にあたってはその乖離が大きくなる可能性があるほか、複利効果により利益を得にくくなる場合があります。
- ・スマートプラスにおける各種口座開設に際してはスマートプラス所定の審査があります。
- ・資料等の中で個別銘柄が表示もしくは言及されている場合は、あくまで例示として掲示したものであり、当該銘柄の売買を勧誘・推奨するものではありません。
- ・お取引に際してはスマートプラスから交付される契約締結前交付書面、目論見書その他の交付書面や契約書等をよくお読みください。

■投資一任契約に関するご留意事項

- ・スマートプラスと投資一任契約を締結した際には、所定の手数料や諸経費等をご負担いただく場合があります。
- ・スマートプラスがお客様と締結する投資一任契約に基づき投資運用を行うもので、投資元本は保証されるものではなく、運用による損益はすべてお客さまに帰属します。
- ・投資対象は、値動きのある国内外の有価証券等となりますので、株価、金利、通貨の価格等の指標に係る変動や発行体の信用状況等の変化を原因として損失が生じ投資元本を割り込むおそれがあります。
- ・投資一任契約お申込みの前に、契約締結前交付書面や約款等をよくご確認いただき、ご理解のうえお申し込みください。
- ・投資一任契約にはクーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）は適用されません。
- ・表示される過去の運用成績については将来の運用成果を保証するものではありません。



Thank You.